

海田町放課後児童クラブ管理システムに係る

情報提供依頼書

(R F I : Request For Information)

令和8年6月

海田町福祉保健部こども課

1 件名

海田町放課後児童クラブ管理システムに係る情報提供依頼

2 目的

海田町（以下、「本町」という。）では、放課後児童クラブに関する入会申請を紙の申請書で受け付け、入退会管理用の Excel、保護者負担金を管理する収滞納システムと連携しながら業務を行っており、業務効率化及び情報の一元管理が課題となっています。

これらの課題を解決するため、放課後児童クラブに関する業務を一括して管理できるシステムの導入を検討しており、本依頼は、既存サービスの機能・運用条件・費用等に関する情報提供を求めるものです。

なお、本件は新規開発を前提とせず、既存 SaaS サービスの活用を基本方針としています。

3 前提条件

(1) 児童クラブの規模

- ・ 支援単位数 9 支援単位
- ・ 箇所数 4 箇所（4 小学校区）
- ・ 入会申込人数 最大 600 人程度／年間
- ・ 在籍児童数 同時最大 550 人程度

(2) アカウント数

- ・ システム利用職員数 2～5 アカウント程度
- ・ 利用者（保護者） 最大 550 アカウント程度

4 情報提供依頼の内容等

(1) 機能

新規導入にあたり次のとおり必要機能等を検討しています。

各項目について、標準機能／オプション／外部連携／不可の区分を明示して回答してください。なお、内容は現時点での想定であり、今後変更となる可能性があります。

① 入退会申請・登録機能

- ア オンライン申請機能
- イ 添付書類アップロード
- ウ データ取込機能（CSV など）
- エ 申請ステータス管理
- オ 保護者マイページでの申請内容確認

② 審査・入退会決定通知

- ア 審査ワークフロー（承認・差戻し）
- イ 決定通知（メール／マイページ／PDF）

ウ 決定履歴管理

③ 管理機能

ア 入退会管理

イ 世帯情報管理

④ 保護者負担金管理

ア 負担金計算（減免ルール含む）

イ 入金状況管理

ウ 督促管理

エ 会計システムとの連携（CSV/API）

⑤ 保護者向け機能

ア マイページ

イ 通知機能（メール/マイページ/アプリ）

ウ 申請内容の確認・変更

⑥ 管理者向け機能

ア ダッシュボード

イ 検索・抽出・CSV出力

ウ 帳票出力

エ 操作ログ・アクセスログ管理

(2) 運用方法

①セキュリティ・ネットワーク

ア LGWAN 環境での利用可否

イ インターネット利用時のセキュリティ要件

ウ データ保管場所（国内/国外）

エ 認証方式（ID/パスワード、多要素認証等）

オ 通信暗号化方式

カ 個人情報保護への対応

②運用・保守

ア サポート体制（受付時間、方法）

イ 障害対応フロー

ウ バージョンアップ方針

エ 稼働率実績

オ バックアップ・復旧体制

(3) 費用

・初期費用

・月額費用（利用者数・アカウント数の課金体系）

・オプション費用

・最低利用期間の有無

・契約から運用開始までの標準的な導入期間

5 提出資料

- (1) 別紙「情報提供回答書」
- (2) 会社概要資料（基本情報、事業内容等）
- (3) システム導入実績資料（放課後児童クラブ及び類似業務（保育、子育て支援等））
- (4) 本件想定業務に関する対応方針、技術的アプローチ及び留意点に関する資料
- (5) その他、本事業の検討に有益と考えられる資料

6 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年8月7日（金）17時まで

(2) 提出様式

「情報提供回答書」以外の様式は任意とし、日本語により作成の上、提出してください。

(3) 提出方法

件名を「【事業者名】海田町放課後児童クラブ管理システムR F Iの提出」とし、「8 提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛に提出してください。

7 本件に関する質問

本依頼内容に関する質問がある場合は、令和8年7月17日（金）17時まで受け付けます。件名を「【事業者名】海田町放課後児童クラブ管理システムR F Iに関する質問」とし、別紙の質問票に質問内容を記載のうえ、「8 提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛にご送付ください。

電子メール以外の方法を希望する場合、事前にご相談ください。

8 提出先及び連絡先

海田町福祉保健部こども課 担当：末廣

電話番号：082-823-9227

電子メール：kodomo@town.kaita.lg.jp

9 その他留意事項等

- ・本情報提供依頼への回答に要する費用は、すべて回答者の負担とします。
- ・回答内容について、必要に応じて追加の確認や意見交換をお願いする場合があります。
- ・提供いただいた情報は、本町内部における検討資料として利用するほか、個別の事業者が特定されない形で二次利用（資料作成、庁内共有等）する場合があります。
- ・本情報提供依頼により提供された提案、資料、ノウハウ等に関する著作権その他の知的財産権は、原則として回答者に帰属するものとします。ただし、本町は、本依頼の目的の範囲内において、無償でこれらを利用できるものとします。
- ・本情報提供依頼は、契約又は調達を前提としたものではなく、本依頼への回答の有

無や内容により、今後の調達において利益又は不利益が生じるものではありません。